広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十三日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県規則第十四号

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

広島県立職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表（第二条関係）

能力開発校の名称	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員		
				入校定員	総定員	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
広島県立呉高等技術専門校	普通	溶接加工科	一年	一〇人	一〇人	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	（略）	デジタル技術科	一年	二〇人	二〇人	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
広島県立福山高等技術専門校	普通	（略）	（略）	（略）	（略）	
		機械システム科	一年	一〇人	一〇人	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
備考　（略）						

改正前

別表（第二条関係）

能力開発校の名称	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員		
				入校定員	総定員	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
広島県立呉高等技術専門校	普通	溶接加工科	一年	二〇人	二〇人	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	（略）					
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
広島県立福山高等技術専門校	普通	（略）	（略）	（略）	（略）	
		機械システム科	一年	二〇人	二〇人	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	
備考　（略）						

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。